

三田市都市計画道路網見直し業務委託及び
新統合病院整備に伴う市内交通影響等調査業務委託基本仕様書

1. 業務名

三田市都市計画道路網見直し業務及び新統合病院整備に伴う市内交通影響等調査業務

2. 業務の目的

本業務は、人口減少や少子高齢化により、将来の都市構造が大きく変化していくことが予想される中、持続可能な都市構造を目指すため、長期未着手となっている都市計画道路について、その必要性・実現性を検証し、都市計画道路の存続、変更又は廃止の方針を決定することで、土地利用制限の解消や持続可能な都市構造の実現に向けた効果的・効率的な道路網の整備へとつなげていくことを目的とする。

また、三田市都市計画道路網見直し業務における解析データを踏まえて、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院（以下「新統合病院」という。）整備に伴う道路交通の課題及び対応方針の検討並びに三田市民の新統合病院までの交通アクセスの手法検討及び課題整理により、市内全域で均衡のとれた交通アクセスとなるよう方針を定めることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4. 業務内容

(1) 三田市都市計画道路網見直し業務

(1) -1 計画・準備

業務の目的を把握するとともに基本仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成する。

(1) -2 現況交通量配分の実施

現在、現況 OD 表の最新は、平成 27 年現況 OD 表となっている。この現況 OD 表と現況道路ネットワークにより現況交通量配分を行う。なお、現況再現性の検証は令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査における観測交通量を用いることを想定している。

(1) -3 将来交通量配分の実施

現況交通量配分の結果を踏まえ、将来交通量配分を行う。将来交通量配分は最新の将来 OD 表である令和 22 年将来 OD 表を活用することとし、配分ケース数は 1 ケースを想定している。

(1) -4 都市計画道路の存続、変更又は廃止の検討

兵庫県が平成23年3月に定めている「都市計画道路網見直しガイドライン」及び三田市が令和5年度に策定予定である「三田市都市計画道路網見直しガイドライン」の内容に基づき、最新の上位計画や土地利用計画等をもとに都市計画道路を取り巻く状況の変化等を再整理し、都市計画道路の存続、変更又は廃止の検討を行う。

(1) -5 見直し後の都市計画道路網の将来交通量配分の実施

前項までの過程で設定された見直し後の都市計画道路網における将来交通量配分を行う。

(1) -6 路線別カルテの作成

都市計画道路網見直し検討の経過を、路線別カルテに整理する。また、(1) -4の検討の詳細を路線ごとにA3版2枚程度にまとめた「都市計画道路見直し検討カルテ」を作成する。

(1) -7 打合せ協議

打合せは、業務の適正かつ円滑な遂行のため、着手時、中間、成果品納入時の計3回程度実施し、初回及び最終の打合せ時には管理技術者が立ち会うものとする。

(1) -8 報告書のとりまとめ

上記(1) -1~7について、報告書をとりまとめ、本市に提出すること。

(2) 新統合病院整備に伴う市内交通影響等調査業務

(2) -1 計画・準備

業務の目的を把握するとともに基本仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成する。

(2) -2 新統合病院開院後の道路交通の課題及び対応方針の検討

新統合病院の整備候補地が、三田市民病院と済生会兵庫県病院の中間地点(神戸市域)付近であるため、新統合病院開院後の自動車交通によるアクセスにおいて、道路整備の必要性の観点から課題を抽出し、対応方針を検討する。

なお、課題抽出及び対応方針の検討にあたり、道路交通の現状を把握するため、本業務において2交差点程度の交通量調査の実施を想定している。

(2) -3 三田市民の新統合病院までの交通アクセスの手法検討及び課題整理

三田市民の新統合病院までのアクセス条件について、市内全域で均衡の取れたものとなるよう、以下の点に留意し、交通アクセスの手法検討を行い、各手法の事業化に向けた課題整理を行う。

- ①現三田市民病院利用者に関する交通利用実態について把握すること。
- ②新統合病院患者の交通利用予測を行うこと。
- ③患者の病院までの交通アクセスに関する先進事例について把握すること。
- ④今年度本市で策定予定の地域公共交通計画策定業務及び新統合病院基本計画策定業務との連携及び整合性を図ること。

(2) -4 打合せ協議

打合せは、業務の適正かつ円滑な遂行のため、着手時、中間、成果品納入時の計3回程度実施し、初回及び最終の打合せ時には管理技術者が立ち会うものとする。

(2) -5 報告書のとりまとめ

上記(2) -1~4について、報告書をとりまとめ、本市に提出すること。

5. 準拠する法令等

本業務を実施するにあたり、以下に記載する関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 兵庫県都市計画道路見直しガイドライン（平成23年3月）
- (2) 都市計画法（昭和45年法律第100号）
- (3) 都市計画法運用指針
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (5) 道路構造令（昭和45年政令第320号）
- (6) 三田・北神地域の急性期医療の確保に関する基本構想（令和4年12月）
- (7) 三田市地域公共交通網形成計画（平成31年3月）
- (8) その他本業務に関する法令等

6. 貸与資料

本業務における貸与資料は以下のとおりとする。

- (1) 平成27年度三田駅周辺市街地街路網見直し検討調査業務報告書（平成28年3月）
- (2) 平成29・30年度三田市地域公共交通網形成計画策定業務報告書（平成31年3月）
- (3) 令和2年度三田市高齢者交通行動意識調査業務報告書（令和3年3月）
- (4) 都市計画基礎調査
- (5) その他必要資料

7. 成果品

- ・報告書 2部（A4判）
- ・報告書概要 2部
- ・その他、業務によって得られた資料一式
- ・上記の電子データ（CD-RもしくはDVD）2枚

※Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint を使用して作成すること。これらによらない場合は、三田市と協議の上使用ソフトを決定すること。

8. 予算

委託料の見積限度額は三田市都市計画道路網見直し業務委託が8,965,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）、新統合病院整備に伴う市内交通影響等調査業務委託が8,900,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

9. その他

基本仕様書は本業務のあらましを示すものであり、業務の内容の詳細については、契約の相手方候補者と協議し、本業務の仕様書を作成するものとする。